総合特別区域評価・調査検討会における評価結果［観光立国・地域活性化（農林水産業）］ 平成25年度

森里海連環高津川流域ふるさと構想特区［指定：平成23年12月、認定：平成24年11月］

正

準

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）＋ⅱ）の平均値　（4.1＋3.3）／2＝3.7　**B**

ｉ）取組の進捗（下記より該当するものを選択）

☑ 目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度	
1－1	路網整備と計画的施業の推進：木材生産量	A	A
1－2	路網整備と計画的施業の推進：製品生産量	B	
2	地域資源を活用した農村定住・交流促進：交流人口	A	
3－1	高津川流域の水質浄化及び川と海の水産資源の維持・増殖：BOD 平均値	代替	C
3－2	高津川流域の水質浄化及び川と海の水産資源の維持・増殖：流下アユ仔魚数	E	

☑ 代替指標に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度
3－1	水質浄化を啓発する環境活動等の年2回開催	A

☐ 当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×2＋4×0＋3×1＋2×0＋1×0）／2＝4.3　①…4.3

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載
・「交流人口」については、体験宿泊型クラインガルテンの建設予定地において、飲料水として利用予定の水源の水質調査を行った結果、基準値を超えるヒ素等が検出された。このことから平成25年度において当該事業の休止が決定された。
・「流下アユ仔魚数」については、山口島根豪雨の災害による影響で産卵場整備事業が施工できなかった。

■ 専門家考慮事項（妥当性）　目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

（専門家所見（主なもの））
・「木材生産量」については、森林・林業戦略プランに即した路網整備計画であり、順調に進捗している。なお、山林の質の向上が水質の浄化にいかにつながるかを考えていく必要がある。この総合特区の基本的コンセプトに関わる問題なので、じっくり検討しておくべきだろう。
・「製品生産量」については、木材生産量が増えているのに減少している点について分析が必要である。また、製品生産の際に，どのように利活用されているか「製品」の中身についてもう少し説明がほしい。
・「交流人口」については、水源の問題から数値目標を変更したことはやむを得ない。H25に通訳案内士6名が登録されたところであり、それによる外国人宿泊客の増加はこれからの課題である。
・「水質浄化を啓発する環境活動等」については、地域の魅力を自己認識し、ソーシャルキャピタルを高めるという点ではとりあえず妥当な指標ではあるものの、啓発活動の回数では、水質浄化・水産資源の維持増加を示す指標とするのは難しい。
・「流下アユ仔魚数」については、天候によって変動する要素が大きいものを指標として採用することには疑義がある。また、毎年、豊漁を前提とするような放流数では，目標自体が過大なものとも考えられる。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている：+1、妥当である：±0、改善の余地がある：−1とし、加点又は減点する　②…−0.2

ｉ）の評価　①＋②　**4.1**

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例
・本特区の目標値（代替指標を含む）に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
（評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、（2＋2＋2＋3）／4＝2.25　四捨五入で「2.3」とする。）
・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa：C20%、b：C10%、c：D70%の場合、3×0.2＋3×0.1＋2×0.7＝2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ⅱ）今後の取組の方向性

方向性
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
1	路網整備と計画的施業の推進	B
2	地域資源を活用した農村定住・交流促進	C
3	高津川流域の水質浄化及び川と海の水産資源の維持・増殖	C

（専門家所見（主なもの））
・「木材生産量」については、今後の進捗とも大きく関わる作業道の整備が，今後も継続して行われる予定であるのか，見通しについて記述がほしい。
・「製品生産量」については、製品生産量を数値目標としているので、マーケットの拡大が重要なポイントとなり、その点に力を入れる必要がある。家具・建具用資材の付加価値向上の取り組みや販路拡大等の取り組みや今後の見通しについて、具体的な記述がほしい。
・「交流人口」については、クラインガルテン事業の中止によって、方向性を外国人宿泊者数の増加へ転換しているが、その推進手段が特区通訳案内士だけというのでは戦略的に弱いと言わざるをえない。外国人宿泊者のニーズと地域の魅力をうまく結び付けた方針を立てることが必要である。特区通訳案内士の育成自体については、6名の登録がなされ，特区としての成果が生まれている。
・「水質浄化を啓発する環境活動等」については、代替指標としての妥当性に疑問がある。もう少し、意識の変化を直接把握できるような指標を考案するか、意識の変化が活動につながるような仕組みを構築する必要がある。
・「流下アユ仔魚数」については、豪雨のため目標よりも大巾に下廻る成果となったとしているが，豊漁時から逆算した放流数では過大な目標になっている可能性もあり、目標数値の設定自体に問題があると考える。

ⅱ）の評価

評価指標毎の評価の平均値	（5×0＋4×1＋3×2＋2×0＋1×0）／2＝3.3	3.3

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況（A～E）

ｉ）＋ⅱ）の平均値　　(4.4+3.8)／2＝4.1

B

ｉ）-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■規制の特例措置を活用した事業]

●地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業

（概要）

・平成25年度においては、英語4名、韓国語2名の特区通訳案内士が登録された。

（規制所管府省（国土交通省観光庁）の評価）

・特例措置の効果が認められる。

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]

●猿の有害捕獲に関するライフル銃の使用

（概要）

・銃器を使用した有害鳥獣捕獲のうち、ライフル銃を使用する有害捕獲について、対象鳥獣を限定しない取扱いが可能であると確認されたことから、平成24年9月より実施条件（安全性等に配慮し、行為者の経験、知識及び被害状況などから総合的に必要性を判断のうえ実施。）が整備された。

構成市町では、平成25年4月より捕獲許可をしているが当該取扱いによる捕獲実績はない。

●自作農地における有害鳥獣捕獲

（概要）

・「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成２３年９月５日環境省告示）により、地域ぐるみでわなによる有害鳥獣捕獲を実施する場合、狩猟免許所持者の下で、従事者の中に非免許所持者を補助者として含めるように規制緩和がなされ、同措置は箱わなも対象とされたことから、当圏域では、津和野町において狩猟者（地域の猟友会）と地域住民の連携による有害鳥獣捕獲の取組みが実施されている。

（専門家所見（主なもの））

・通訳案内士は登録ができた段階であり、その効果は今後に期待される。鳥獣害対策については現段階では捕獲実績につながっていない。

4.3

ｉ）-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

（専門家所見（主なもの））

・境界調査、路網整備が順調に進められているものの、全体としては特区指定のメリットが十分活かせているか、若干の疑問がある。

4.5

ｉ）-① ＋ ｉ）-②　の平均値（注）　(4.3+4.5)/2=4.4　**4.4**

ⅱ） 地域独自の取組の状況の評価

（専門家所見（主なもの））

・地域独自の取組みが実施され，本事業の実施に寄与していると言える。

3.8

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

（専門家所見（主なもの））

・'鮎の仔魚の放流については，豊漁時を前提にするのではなく，現実にあったものにする方がよいと考える。

Ⅳ 総合評価（Ⅰ～Ⅲ）　(3.7+4.1)/2-0.25＝3.7

「Ⅰ＋Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況（評価書7）」を加味して算出

（専門家所見（主なもの））
・クラインガルテン事業の中止や豪雨災害等、予期せぬ要因によって事業の進捗が遅れており、地域独自の取組みについても、それを評価書上に効果的に表現できていない。
・指標の妥当性や代替指標の適切性に疑問があるものがあり、進捗状況に対する自己評価も分析が深まっているとは言えない。
・清流高津川のイメージをどのように海外にアピールしていくかが問われている。
・観光を中心とした交流人口の成果が今後現われてくることに期待したい。

このため、Ⅰ及びⅡの平均値（3.90）に上記所見を加味（-0.25）し、総合評価結果をB（3.7）とする。

B

（注）ｉ）-①、ｉ）-②のいずれかに該当がない場合は「―」とし、他の項目の点数をｉ）の点数とする。